

八頭町障害者等医療費助成制度について

【受給資格者】

身体障害者手帳1級から5級をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方及び精神障害者保健福祉手帳1級～3級をお持ちの方（特別医療費助成制度の対象者で本人の年間所得が一定以上の方）

※ 上記の手帳をお持ちの方でも、以下の方は対象外となります。

- 戦傷病者特別援護法により戦傷病者手帳の交付を受けた方
- 生活保護法により保護を受けている方

【給付の期間】

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日の属する月の初日からです。申請時から最大2年間分の医療費を遡って申請することができます。

【助成の方法】

医療費の助成は、療養又は医療を受けた病院（歯科診療も含む）、医院もしくは薬局等の発行する被保険者等の支払った医療費の領収書に基づいて給付します。レシートの場合は、必ず八頭町指定の領収書に記入してもらうようお願いします。

【助成の対象とならないもの】

保険診療の給付対象とならないもの

（例：入院中の食事代、差額ベット代、病衣代、容器代、文書料等）

【助成割合】 ** 裏面をご覧ください **

【医療費の支給】

申請された月（診療された月）の3カ月後以降に指定口座への振込み又は会計窓口でお支払いします。事前に医療費助成支払決定通知書にてお知らせいたします。

【申請に必要な書類】

- 医療費支給申請書
- 請求書
- 領収書（レシートの場合は、必ず八頭町指定の領収書）
- 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の写し
- 高額療養費などの医療費に対する還付がある時は、支給内容がわかるもの
- 印鑑
- 保険証の写し

* 助成資格内容に変更が生じた場合は、速やかに資格内容の変更をしてください。

* 領収書等は大切に保管しておいて下さい。

その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

八頭町福祉課（郡家保健センター内） 電話 0858-72-3590

【助成割合】

世帯の課税状況及び本人の所得状況によって、階層（区分）を設けてそれぞれ助成します。

〔区分1〕 町民税非課税世帯の助成割合

等 級	身障3級	身障4級	身障5級	療育 B	精神2級	精神3級
助成割合	100/100	70/100	50/100	100/100	50/100	25/100

〔区分2〕 課税世帯の本人が町民税非課税の場合

通院：1,000円 入院：5,000円の1医療機関月額負担上限額を除して

等 級	身障3級	身障4級	身障5級	療育 B	精神2級	精神3級
助成割合	100/100	70/100	50/100	100/100	50/100	25/100

〔区分3〕 本人が町民税課税で一定額未満の年間所得の場合

通院：2,000円 入院：10,000円の1医療機関月額負担上限額を除して

等 級	身障3級	身障4級	身障5級	療育 B	精神2級	精神3級
助成割合	80/100	56/100	40/100	80/100	40/100	20/100

〔区分4〕 本人が町民税課税で一定額以上の年間所得の場合

通院：2,000円 入院：10,000円の1医療機関月額負担上限額を除して

等 級	身障3級	身障4級	身障5級	療育 B	精神2級	身障1・2級 療育 A・精神1級	精神3級
助成割合	40/100	28/100	20/100	40/100	20/100	40/100	10/100

上記の医療費助成の範囲に定める率を乗じたときに10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。